

共立病院での院内感染防止対策の取り組みについて

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の防止に留意し、院内感染発生の際にはその原因の速やかな特定、抑圧、終息を図ることが重要です。このため院内感染防止対策を全職員が把握し指針に則った適切な医療の提供ができるように取り組みます。

2. 院内感染防止対策のための組織に関する基本的事項

当院での院内感染防止を推進するために病院長を統括責任者とした院内感染防止対策委員会を設置またその下部組織として感染制御チーム(ICT)を配置し、月1回定例会議を開催します。また緊急時には臨時会議を委員長が招集します。

3. 院内感染防止対策に関する職員研修についての基本方針

院内感染防止対策に関する意識の向上を図るため、また基本的な考え方及び、具体策について全職員に周知徹底を図るために研修を年2回行うほか、必要に応じて臨時研修を行います。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

明確な院内感染防止対策を実施するために、感染症の発生状況や原因に関するデータを断続的かつ組織的に収集・分析し、情報提供していきます。

当院における感染症の発生状況は、院内感染防止対策委員会が把握し、院内に周知します。

5. 院内感染防止発生の対応に関する基本方針

- ・感染症患者が発生した場合は院内感染防止対策委員会に報告し、委員会が必要な対応を行います。
- ・感染症患者の発生の緊急時(重大な院内感染等の発生)には、委員会が速やかに対策を講じます。
- ・届出義務のある感染症が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

6. 患者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示物や病院のホームページに掲載等を行い、積極的な閲覧の推進を図ります。

7. 院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策マニュアルを整備して、定期的な見直しと全職員への周知徹底を図ります。感染制御チーム(ICT)は定期的に院外で開催されるカンファレンスに参加し、地域医療機関との連携の強化を図ります。

令和2年4月1日

医療法人社団 親和会 共立病院 院長